## 島根県がん対策推進条例新旧対照表

改正後 改正前 島根県がん対策推進条例 平成18年9月29日 島根県条例第48号 第1条 〔略〕 第1条 〔略〕 (県の責務) (県の責務) 第2条 県は、国、市町村、県民、患者会等(がん患者、第2条 県は、国、市町村、県民、患者会等(がん患者、 その家族等により構成される県内の民間団体をいう。 その家族等により構成される県内の民間団体をいう。 以下同じ。)、保健医療福祉関係者、教育関係者、事 以下同じ。)、保健医療福祉関係者、教育関係者、事 業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策 業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策 基本法(平成18年法律第98号)第12条第1項の規定に 基本法(平成18年法律第98号)第11条第1項の規定に より県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特 より県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特 性に応じたがん対策を実施するものとする。 性に応じたがん対策を実施するものとする。 第3条~第14条 〔略〕 第3条~第14条 〔略〕 附則 [略] 附則 [略]